

各特定教育・保育施設長 様
各特定地域型保育事業所長 様

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う一時的な育休延長の取扱いについて（第四報）

みだしのことについて、これまで「新型コロナウイルス感染症対策に伴う一時的な育休延長の取扱いについて（令和2年3月18日付通知）」等でお示ししてきたところですが、緊急事態宣言の解除に伴い、下記のとおりといたします。

記

1 一時的な育休延長の取扱いが適用される対象者について

既に保育所等の利用が決定された方が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、一時的に育休延長した場合であっても、利用決定の取消しを行わない取扱いとしてきました。

この取扱いは、令和2年5月31日までに利用開始が決定している方に適用するものとし、6月以降の利用決定者については、原則どおり、利用開始月内に就労開始（育休復帰）とします。

2 一時的に育休延長した場合であっても、利用決定の取消しを行わない期間

利用決定の取消しを行わない期間を「当面の間」としておりましたが、本市からできる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えていただくお願いを行っていた期間中（令和2年5月31日まで）の児童の年齢に応じて延長をされた育児休業の終了日までとし、その間は利用決定の取消しは行いません。

年齢（5月31日時点）	利用決定の取消しを行わない期間	就労開始日
1歳未満	1歳の誕生日を迎える前日	1歳の誕生日を迎える日
1歳以降	1歳6か月を迎える前日	1歳6か月を迎える日
1歳6か月以降	2歳の誕生日を迎える前日	2歳の誕生日を迎える日

※就労先からの要請により一時的に育休延長する場合は、要請された期間までとする。

※2歳以降、就労先独自の育児休業を取得する場合は、就労開始日を3歳の誕生日を迎える日とする。

※今年度中の復職が前提のため、令和3年3月30日を超えて育休延長はできないものとする。

3 利用者負担額（保育料）の考え方

登園を控えた場合の利用者負担額（保育料）の日割り計算は、5月31日までとします。6月以降分については、育児休業中で登園を控えた場合であっても、日割り計算は行いません。

4 その他

(1) 就労開始日については、保護者から一時的な育休延長が終了する月の末日までに別紙「就労開始（育休復帰）証明書」を区役所民生子ども課民生子ども係に提出いただき確認することとします。

(2) 今後、この取扱いについての相談やお問合せがありましたら、本通知の内容や名古屋市公式ウェブサイトをご案内させていただきますよう、お願いいたします。

（保育企画室認可給付係）